平成２７年（フ）第４５３号
北九州市小倉南区沼本町１丁目９番45―612号
債務者　城野　恭輔
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　直生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２７０号
鹿児島県鹿児島市中山１丁目18番６号
債務者　溝口　俊三
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２９５号
福岡県福岡市東区香住ヶ丘２丁目20番４号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市東谷山５丁目３番13号
債務者　石坂　幸孝
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大毛　裕貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２９６号
福岡県福岡市東区香住ヶ丘２丁目20番４号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市東谷山５丁目３番13号
債務者　石坂　栄子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大毛　裕貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月24日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第８９号
新潟県新発田市東新町１丁目10番30号　レジデンス瞳　105
債務者　酒井　克武
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩谷　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月２日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１９０号
山梨県甲府市上曽根町2244番地１
債務者　森　　哲治
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪狩　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３５３３号
大阪府吹田市山田西１丁目23番Ａ13―401号
債務者　的場　貴史
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下谷　友和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５９７号
神戸市垂水区本多聞２丁目23番８―304号
債務者　平田　惠子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　判治　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５８号
広島県府中市府中町700番地２
債務者　宮迫美和子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月27日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２７年（フ）第２１６号
三重県四日市市桜台本町68番地　ディアコート桜台Ａ―105
債務者　小野　和彦
1　決定年月日時　平成27年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１０８号
山形県西村山郡河北町谷地48番地の３、前住所秋田県横手市十文字町睦合字真角59番地１
債務者　阿部　由美（旧姓杉目）
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１８号
山形県西村山郡河北町谷地字桑ケ原713番地の５
債務者　木村　　薫
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２５号
山形県尾花沢市大字尾花沢3300番地８　市営荒楯第２住宅123号
債務者　菅野　　寛
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３０号
山形市蔵王半郷419番地の12
債務者　奥村　裕一
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３１号
函館市日吉町４丁目４番１号
債務者　篠田　聖子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第５６２７号
大阪府池田市畑４丁目11番３号（101）
債務者　緒方　　元
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１５７号
大阪市天王寺区玉造元町２番32―906号
債務者　朝久　義智
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部